

総社市告示第16号

総社市障がい者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年総社市告示第87号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表(第2条及び第8条関係) 日常生活用具の種目及び障がいの程度等				別表(第2条及び第8条関係) 日常生活用具の種目及び障がいの程度等			
	種目	障がいの程度等	性能		種目	障がいの程度等	性能
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上(学齢児以上)	略	介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上(児童を除く。)	略
	略				略		
略				略			
排泄管理支援用具	略	脳原性運動機能障がい若しくは重度以上の知的障がい で意思表示困難な障がい者(児)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病若しくは先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排便若しくは排尿機能障がいのある者(児)で医師の意見書により必要と認められる者(児童の場合は、原則として3歳以	略	排泄管理支援用具	略	脳原性運動機能障がい又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病若しくは重度以上の知的障がい で意思表示困難な障がい者(児)で医師の意見書により必要と認められる者(児童の場合は、原則として3歳以上の者)	略
	紙おむつ等				紙おむつ等		

改正後			改正前		
	上の者)				
	略			略	
略			略		
(注) 略			(注) 略		

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。